

審 議 結 果 速 報

(令和 7 年12月22日)

陳情7年危機管理・地域・警察第23号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 12 月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－23 (R7.11.20)	危 機 管 理 地 域 警 察	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情	不 採 択 (R7.12.22)
▶陳情事項 1 鳥取県警察において、次の対応を行うこと。 (1) 脳神経関連権の侵害（人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用）から県民を守るため、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。 ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。 イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続を行うこと。 ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報(*1)の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。 エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ(*2)を構築し、施行すること。 オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関（自衛隊、警察庁）と連携対応すること。 カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。 キ (3)の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。 (2) 本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例(*3)を制定すること。 (3) 脳神経関連権の侵害（条例制定前の侵害も含む。）により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。 2 鳥取県個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報(*4)を個人情報に追加し、生活、生命、財産(*5)に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。 3 鳥取県国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器（ニューロ技術の悪用）を対象に追加すること。 * 1 インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。 * 2 ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線上での不正利用の通信を遮断し、又は改ざん行為から守ることをいう。 コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味			

合いで説明している。

中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。

2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。

- * 3 具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する内容が考えられる。
- * 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。
- * 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

▶所管委員長報告（R7.12.22 本会議）会議録暫定版

現行法令に規定されていない脳神経関連権は、法定保護の対象として確立されたものではなく、県警察においては、引き続き現行法令に基づき適切に対応をすることとしています。鳥取県個人情報保護条例は、個人情報の保護に関する法律の施行条例であり、個人情報の定義や範囲等については同法の規定するところであります。加えて、鳥取県国民保護計画が対象とする事態は、国民保護法及び国民の保護に関する基本指針に基づき、武力攻撃事態等や緊急対処事態とされています。

以上のことから、本県議会として改めて措置を求めるまでもないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

- 1 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。
 - （1） 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。
 - （2） 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。
 - （3） 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るための権利。
 - （4） 心理的連続性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。
 - （5） 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動のあり方を理由とした不利益処遇（脳神経差別:neuro-discrimination）を受けない権利）。
- 2 ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。
- 3 チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
- 4 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。
- 5 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。
 - （1） 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - （2） 第7条に「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けない」とある。
- 6 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。
- 7 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれている苦境について御理解を賜り、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。
- 8 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。
- 9 なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求め陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。
- 10 これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具体化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始め

た時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

12/2 常任委員会資料

警察本部（警務部警務課）

【現 状】

現状、当県警察においては、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止等を目的として制定された不正アクセス行為の禁止等に関する法律などのサイバー犯罪をはじめ、その他、現行法令に抵触、又はおそれがある事案等を認知した場合は、法令に基づいて必要の捜査を展開するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図るなど、被害防止活動にも努めている。

【取組状況】

現行法令に規定されていない脳神経関連権については、現状において、法定保護の対象として確立されたものではないことから、当県警察においては、引き続き、現行法令に基づいて適切に対応していくこととしており、脳神経関連権の条例制定等については、予定はない。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

12/2 常任委員会資料

地域社会振興部（県民課）

【現 状】

1 個人情報の保護に関する法律

- （１）「個人情報」に関しては、法律事項（国民の権利義務に直接関係することから、法律で定めなければならない事項）とされており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が制定されている。
- （２）「個人情報」は、個人情報保護法第2条第1項の規定において定義がなされており、おおむね次のとおりである。
- ・生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

2 情報の読み取り行為に対する刑事罰

次表に掲げるとおり各種法律により所定の行為が禁止され、その禁止に違反する行為に対しては刑事罰が設けられている。

法律（罪名等）	禁止対象	主な刑事罰
刑法 （支払用カード電磁的記録情報取得罪）	クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードや預貯金の引出用のカードを構成するものの電磁的記録の情報を不正に取得すること。	3年以下の拘禁刑
不正アクセス行為の禁止等に関する法律 （不正アクセス罪、他人の識別符号等不正取得罪）	情報機器やサービスにアクセスする際に使用する他人のIDやパスワード等を不正に取得し、又はシステムの脆弱性を突いて、システムに侵入すること。	3年以下の拘禁刑
有線電気通信法	有線電気通信の秘密を侵すこと。	2年以下の拘禁刑
電波法	無線通信の秘密を漏らし、又は窃用すること。	1年以下の拘禁刑
個人情報保護法	個人情報取扱事業者（その従業者を含む。）が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で外部に漏らし、又は盗用すること。	1年以下の拘禁刑

3 条例に定めることのできる刑事罰

- （１） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項の規定により、普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例に違反した者に対し、2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科する旨の規定を条例中に設けることができるとされている。
- （２） 条例を制定することができる対象及び範囲は、次に掲げるいずれかの事務に関するものであって、法令に違反しない限りとされている。
- ア 地域における事務
 - イ 法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務

【県の取組状況】

鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）を制定し、鳥取県が管理する個人情報及び死者に関する情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めている。同条例は、個人情報保護法の施行条例であり、個人情報の定義や範囲等については個人情報保護法の規定とすることである。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

12/2 常任委員会資料

危機管理部（危機対策・情報課）

【現 状】

- 1 我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制を整備することは国としての当然の責務であるとの観点から、平成15年6月に「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）が成立し、さらにこの法律を受けて、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が成立した。
国民保護法には、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責務をはじめ、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処等の措置その他国民の保護のための措置等に関し、必要な事項が定められている。
- 2 国民保護法で対象とする事態としては、武力攻撃事態等や緊急対処事態となっており、武力攻撃事態等においては「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、「航空攻撃」、「着上陸侵攻」の4つの類型が想定されているところである。また、緊急対処事態については、「危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態」、「多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態」、「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態」、「破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態」が事態例として想定されているところである。

【県の取組状況】

- 1 鳥取県では、平成17年7月に国民保護法に基づき、「鳥取県国民保護計画」を作成し、国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練に関する事項等について定めている。また、平成22年7月及び平成29年6月に内容の一部を変更している。
- 2 令和6年11月に行った国民保護共同訓練の成果の反映や、度重なる弾道ミサイル発射等による避難対策の強化、法令改正や県地域防災計画との整合などについて、鳥取県国民保護計画の改正を行うこととしており、令和7年11月25日から12月25日まで、県民へ意見募集を行っている。
- 3 平素からの備えとして、緊急対処事態や武力攻撃事態等を想定した国との国民保護共同訓練を行い、国の指示に基づき実施する避難の要領や、国・県・市町村、指定公共機関及び関係機関相互の連携について確認している。
- 4 近年、北朝鮮によるミサイル発射が頻発しているところであり、Jアラートが発令された際に取りべき行動を身につけてもらうべく、令和5年度から、住民や市町村職員等を対象に「弾道ミサイルを想定した避難訓練」を年10か所程度実施している。